

## 欧州における県産品販路拡大事業 業務仕様書

### 1 事業目的

県産品輸出金額が北米、東南アジアに次ぐ3番目に大きい欧州において、欧州に広く販売ネットワークを持つ事業者等と連携したプロモーションを実施することにより、県産酒及び県産加工食品等の認知度向上及び販路拡大を図る。

また、本県の豊かな食文化を併せて発信することにより、現地消費者の本県への関心を高め、インバウンド誘客及び帰国後の本県産品の需要喚起を図る。

### 2 委託業務内容

#### (1) 「ふくしまの酒」と食文化プロモーションの実施（スペイン）

- ・バスク州・ビルバオ市の飲食店等において、バスク州及び福島県相互の豊かで美しい食文化を発信するプロモーションを実施すること。
- ・プロモーション実施日時は、1月12日（月）の昼時を想定すること。
- ・現地の飲食業関係者や政府関係者、福島県人会など、20名程度を招待した食事会を開催すること。なお、効果的にプロモーションができる具体的な会場を提案することとし、会場の決定にあたっては、甲と協議の上、調整すること。
- ・食文化のプロモーションにあたっては、スペインでの福島県産品の魅力発信のほか、バスク州と馴染みのある料理と県産酒のマリアージュを取り入れるなど、開催後に現地への販路拡大の契機となる取組とすること。
- ・プロモーションで提供する福島県産品（日本酒等含む）については、現地手配が可能なものは現地調達することとし、日本国内からの輸送が必要な場合は、甲と協議の上、調整すること。なお、酒蔵の参加は想定しないものとする。

#### (2) 「ふくしまの酒」魅力発信イベントの実施（オランダ、ドイツ）

- ・「ふくしまの酒」の販路開拓及び販売拡大、新規顧客の獲得に繋げることを目的とし、オランダ・アムステルダム市及びドイツ・デュッセルドルフ市において、「ふくしまの酒」魅力発信イベントを実施すること。
- ・実施日時については、オランダ・アムステルダム市は1月13日（火）の昼時、14日（水）、ドイツ・デュッセルドルフ市は16日（金）の昼時の開催を想定すること。
- ・現地の飲食店や流通関係事業者など計20名程度を集客すること。なお、招待者のアタックリストは予め甲と協議の上作成すること。
- ・プロモーション会場は、現地飲食店等を想定し、「ふくしまの酒」の魅力発信に加え、開催店舗の集客促進に繋がる取組とするなど等、プロモーション会場にも相乗効果が見込める内容とすること。

- ・プロモーションに当たっては、欧州圏の食文化や流通に知見のある現地ディストリビューター等と密に連携すること。
- ・福島県内の蔵元等が参加し、日本酒等の魅力が効果的に伝わる実施内容とするほか、随時商談を行える要素と取り入れること。
- ・参加蔵元につき1名ずつ通訳を手配するほか、商談が円滑に行えるよう商談ツールを作成すること。
- ・参加蔵元等は3社程度とし、蔵元の渡航費として1事業者あたり40万円を補助すること。なお、参加蔵元の選定は甲が行うが、選定以降、サンプル輸送や商談に必要な情報の取りまとめなど、参加蔵元との連絡調整は乙が行うこと。
- ・プロモーションで提供する福島県産品（日本酒等含む）については、現地手配が可能なものは現地調達することとし、日本国内からの輸送が必要な場合は、品質管理を徹底の上、指定場所から商談会場まで輸送（通関含む）すること。
- ・参加蔵元へ事後ヒアリングを実施し、商談成約実績等の取りまとめを行うほか、必要に応じて参加蔵元の商談活動のサポートを行うこと。

### (3) その他

- ・事業実施に当たり、必要に応じて通訳、現地ガイド、車両を手配すること。
- ・必要な情報機器（携帯電話、無線 LAN ルーター、パソコン等）を手配すること。
- ・現地において店舗との調整、コーディネート等を受託者以外の者が実施する場合は、実施体制及びその者の経歴を明らかにすること。
- ・その他事業実施に付随する業務が発生した場合、甲乙協議の上実施すること。

### ※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを福島県に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真、チラシ、画像等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲へ納品すること。

## 4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

## 5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・統括責任者通知書
- ・実施工程表
- ・業務実施体制図
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・収支決算書
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

## 6 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めること。

## 7 事業実施にあたっての打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行うものとする。また、福島県は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。